

広島県告示第九百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和八年九月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和八年九月十日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間		新 旧		敷地の幅員 （メートル）		延長 （メートル）		備 考
豊田郡大崎上島町沖浦字東柏谷一四一六番地 先から 豊田郡大崎上島町沖浦字丈太場一一七四番二 地先まで	新	旧		三・六〇〇 〇〇		三二一・〇〇		ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一三三・〇〇 メートル
		七・〇〇〇 〇〇		三・六〇〇 〇〇		三二一・〇〇		
		七・〇〇〇 〇〇		三・六〇〇 〇〇		三二一・〇〇		
		七・〇〇〇 〇〇		三・六〇〇 〇〇		三二一・〇〇		